

随意契約理由書

神戸市

件名	交通局ＩＰネットワーク点検整備
契約業者名	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第２１条の１３ 第１項第２号に該当
随意契約の理由 当局が保有する交通局ＩＰネットワークは、列車が安全・確実に運行するために必要不可欠なホーム画像伝送、乗客案内放送、乗客案内表示等各装置の情報伝送を担い、それらを含めた運行管理、連動装置等の信号保安設備、その他諸設備の遠隔制御及び監視に必要な情報伝送も行っている。 システム障害などの不具合は、広大な範囲にまで影響することから、システム及び装置の良好な状態が常に求められる。 交通局ＩＰネットワークは、協和テクノロジズ株式会社にて設計、設定されたシステムであり、その点検整備を施工するには、構成する各ネットワーク機器の設定、特性及びネットワーク構成要件等を熟知し、実際にＩＰネットワークのシステム構築を行った業者のみがシステム全体を担保することが可能である。 点検整備内容についても上記業者が独自に定める基準による判定が必要であり、他業者で点検業務を行うのは技術的に困難である。 以上の理由から上記業者と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区(電話番号 791-6584)